

令和 2 年度第 19 回庁議提案 審議 ・ 報告 ・ その他

提出 日：令和 3 年 1 月 13 日

担当部・課：産業部農林課〔内線 3550〕

① 件 名
石巻市農業委員会委員候補者選考委員会の附属機関への位置付けについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化されている。 現在、要綱に基づき設置されている「石巻市農業委員会委員候補者選考委員会」については、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。</p> <p>【目的】 これまで要綱により設置していた「石巻市農業委員会委員候補者選考委員会」について、地方自治法上の附属機関として位置付け、適正な運用を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 (1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号） (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 29 年 5 月 17 日 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布 (令和 2 年 4 月 1 日施行)
⑤ 主な内容
石巻市農業委員会委員候補者選考委員会条例を制定し、石巻市農業委員会委員候補者選考委員会の設置等に関する規定を設けるとともに、石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について、必要な改正を行う。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 石巻市農業委員会委員候補者選考委員会について、適正な運用が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>【現在県内で農業委員会委員候補者選考委員会を条例で位置付けている自治体】 ・ 県内他市町（気仙沼市、美里町、七ヶ浜町、加美町）</p>

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和3年2月 市議会第1回定例会に、石巻市農業委員会委員候補者選考委員会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和3年4月1日）
⑨ その他